

監査法人の契約年数についての研究のレビュー － 監査法人の強制ローテーションの視点から －

藤原 英賢

A Summary of Research on Auditor Tenure: On the View of Mandatory Audit Firm Rotation

Hidetaka FUZIWARA

Otemon Business Management Review, Vol.23, No.2

監査法人の契約年数についての研究のレビュー

－ 監査法人の強制ローテーションの視点から －

藤原 英賢

1. 問題の所在

本稿の目的は、監査法人の契約年数に関する研究を概観し、監査法人の強制ローテーションの議論への示唆を検討することである。大手電機メーカーの不正会計事件を端緒として、わが国でも監査法人の強制ローテーションの導入に関する議論が始まった。監査法人の強制ローテーションについては大きく2つの論点がある。まず、監査法人の交代がもたらす影響についての論点である。監査法人が交代することで生じる問題について検証した結果は、強制的に交代する際にも同じような結果を生み出すのかもしれない。次に監査法人の契約年数の問題である。監査法人の強制ローテーションの導入は、長期に渡る監査契約は財務報告の信頼性を下げる可能性が高くなることを前提としている。監査契約期間が長期になることでどのような結果を生み出しているのかを検討することでこうした議論へ貢献することができる。本稿では、後者の論点について検討した。

21世紀初頭から社会的影響力の大きな会社の不正会計事案が相次いで露見し、財務報告制度や監査制度、公認会計士制度の改革が進んできた。一方で、不正な財務報告は後を絶たない。大手電機メーカーによる不正会計事件の露見から、財務諸表監査の担い手である公認会計士は、その在り方に対する社会的な批判を受けることとなったのである。2016年3月に金融庁から公表された「『会計監査の在り方に関する懇談会』提言」ではいくつかの提案がなされている。本稿との関連では、監査法人の独立性を確保するために監査法人を一定期間ごとに強制的に交代させるローテーション

制度の導入について言及している。この提言では、ローテーション制度の導入によるメリットとともにデメリットにも言及しているため、この導入については金融庁による調査分析の必要性を示していた。この提言を受け、金融庁は2017年7月20日に監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第1次調査報告)を公表した。この調査報告では、監査法人の強制ローテーションに対して諸外国がどのような対応を採っているのかを調査した結果が報告されている。

監査法人の強制ローテーションについては、先行導入している各国での実証研究の成果がいくつか報告されてきている。監査法人の強制ローテーションを導入することに賛成する根拠は、導入によって新たな視点での会計監査が実現できることが期待できることにある。定期的に監査法人が交代することで新しい視点をもった公認会計士による監査が実施されるようになるため、マンネリ化した監査を脱却できる。また、定期的に監査人とクライアントの間の経済的な結びつきが解消されるため、監査法人の独立性の確保に貢献することも期待できる。

監査法人の強制ローテーションの導入について反対する根拠は、監査人の知識と経験の蓄積について中断が発生することにより、監査品質を引き下げる可能性があることと大規模な会社の監査を実施できる監査法人は限られているため円滑な実施は困難であることにある。

この制度は監査法人を「一定期間」で「交代」させるため、導入以前に検討できる課題は2つある。本稿では、監査契約期間の影響を検証した先行研究の成果を概観した。本稿の構成は下記の通

りである。まず、監査法人の強制ローテーションに関するわが国の議論の概観を示す。次に監査法人の強制ローテーションを先行導入した各国での実証研究の成果を概観する。そして監査法人の契約年数が与える影響についての検証結果を概観した結果を報告し、監査パートナーローテーションの影響についても検討した。最後に本稿のまとめと含意を示した。

2. 我が国における監査法人の強制ローテーションに関する議論

2006年の金融審議会公認会計士制度部会における議論は我が国における監査法人の強制ローテーションに関する議論の重要なポイントになった。同部会の報告では、監査法人の強制ローテーションについて以下のような記述がある。”監査人の独立性確保を徹底するとの観点から意義があるとの指摘がある一方で、i) 監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii) 監査人、被監査企業に生じる交代に伴うコスト、iii) 被監査企業の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な整合性の確保、iv) 大規模監査法人の数が限定されている中での交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点が指摘されるところであり、少なくとも現状においてこれを導入することについては、慎重な対応が求められる”。また学術的な議論では、日本監査研究学会が2006年に公表した「監査事務所の強制的ローテーションに関する実態調査研究特別委員会報告書」がある。同報告書では、公認会計士監査に係る人々に対して郵送による調査票の発送・返送によってそれぞれの意向を調査する方法を採用している。この報告書における調査結果は、監査法人の強制ローテーションを導入することに消極的であることを示した。カネボウ株式会社の不正会計事件に端を発した監査法人の強制ローテーションの導入に関する議論はひとまず収束し、導入されることはなかった。

その後、海外の動向では2009年の金融危機を背景に監査法人の強制ローテーションの導入に関す

る議論が進んでいる。欧州では2016年から監査法人の強制ローテーションが導入された。こうした状況や大手電機メーカーの不正な財務報告が明るみになったことから2015年10月から会計監査の在り方に関する懇談会が設置され、わが国の会計監査の方向性について議論された。その結果は2016年に「「会計監査の在り方懇談会」提言」で公表されている。この中では監査法人の独立性を確保するための施策として監査法人の強制ローテーションについて言及している。ここでは2006年前後で議論された内容を踏まえ、この制度の導入について調査・分析の必要性を指摘している。この報告を踏まえ、2017年7月20日には監査法人の強制ローテーションに関する調査報告(第1次調査報告)が公表されている。

監査法人の強制ローテーション制度に対する視点は、メリットを認めつつも慎重な議論の必要性も指摘している。監査法人の強制ローテーションが監査品質や財務報告に対してどのような影響を与えるのか、そして、それを導入しなければならない必然性がどこにあるのかについて慎重に議論する必要があるからであろう。監査をサービスの視点からみた場合、買い手である企業(株主や証券市場での情報利用者)は、売り手である公認会計士もしくは監査法人を自由に選べるわけではない。国際的に事業活動を展開している大規模な会社では、それに見合う規模をもった監査法人と監査契約を結ぶ必要がある。小規模な監査法人では日本を代表する会社の監査を実施することは物理的に難しい。もし実施できたとしても、日本を代表する会社から受け取る報酬が法人の報酬の大部を占める事態になれば、その監査法人が独立性を確保できているのかに対する疑問が必ず生じる。会計基準に準拠して適正な財務諸表を作成しているにも関わらず監査契約を結んでいる監査法人の規模によって疑念を抱かれることは会社にとっても不本意な事態であろう。大規模会社は大手監査法人と監査契約を結ばざるをえない。現在の監査サービス市場だと、日本を代表する大規模会社の監査はほぼ大手監査法人によって実施されている。こうした状況下で監査法人の強制ローテーションを

導入した結果は、大手監査法人間の持ち回りとなる可能性が高い。

制度導入による効果をその前に、アーカイバル・データでは統計的証拠を提示することができない。本稿では間接的な証拠として(1)監査法人の強制ローテーションが導入されている国を対象とした実証的研究の成果、(2)監査法人の契約年数が様々な事象に与える影響を検証した実証的研究の成果を概観し、こうした疑問に対して検討を行った。

3. 監査法人の強制ローテーションについての各国の対応

先に挙げた金融庁が2017年7月20日に公表した調査報告によると、欧州における監査法人の強制ローテーション制度に関する対応は、以下のとおりである。まず2014年6月16日に効力を発生し、17日に施行された「社会的影響度の高い事業体の法定監査に対する要求事項に関する、欧州議会及び欧州連合理事会の規則」が基本になる。この規則第17条で監査法人の強制ローテーション制度について規定した。欧州各国はこの規則に対応し、国内立法化を進める事になったのだが、その概要を金融庁の調査報告に従って要約すると(1)イギリスは、2016年6月に改正された会社法で立法化された。2015年1月よりFTSE350企業に対し10年毎の強制入札が義務付けられ、最長継続契約年数は20年になっている。(2)フランスでは2016年3月に監査法人の強制ローテーションが立法化された。フランスでは共同監査の場合¹最長継続契約年数を24年とし、単独監査法人が会計監査を行う場合の最長継続契約年数を10年と規定している。(3)ドイツでは2016年5月に会計監査に関する国内法が制定された。ドイツでは銀行と保険会社については入札による延長を認めないことになっている。(4)オランダでは、2012年に監査法人の強制ローテーションが導入されている。最長継続契約年数は8年、最短インターバルが2年と2014年6月に施

行された規則と異なる内容であったため、国内法が修正されている。

欧州諸国では監査法人の強制ローテーションを導入することとなったが、その背景には以下の3点があるだろう。(1)長期にわたる監査契約を通じて経営者と監査事務所の間の過度な馴れ合いが生じ、その脅威が、監査人が職業的懐疑心を発揮する阻害要因となっていること、(2)上場会社等の大会社に対する監査サービス市場では監査法人の集中化が進み、その選択肢が限定されていること、そして、(3)大規模監査法人の寡占化が進む結果、監査サービス市場におけるシステムティックなリスクが生じていることである。新しい制度を議論する際には、何かしらの問題や課題が生じている場合が多い。この制度については、長期の監査契約、そして監査サービス市場における集中化や寡占化がもたらす弊害を指摘している。これらを解消し、より品質の高い監査を実現するためにこうした制度を導入するのかどうかを検討している。一方で、こうした制度の導入が果たして監査品質の向上につながるのかといった疑問も生じる。こうした議論に対して実証的証拠が明らかにしてきたことを次節以降で概観する。

アメリカにおける監査法人の強制ローテーションへの対応は慎重なものになっている。2012年3月に開催されたラウンドテーブルでは、監査法人の強制ローテーション制度を導入する際の留意すべき事項を10項目挙げている。

インドでは2013年8月に監査法人の強制ローテーションが導入され、2014年4月1日より施行された。経過措置が設けられているものの、同法では監査法人を10年(個人の場合は5年)で交代させることが求められている。監査法人交代に伴う最短インターバルは5年である。そして南アフリカでは2017年6月に監査法人の強制ローテーションに関する指針を公示した。この指針では、上場会社及びその他のPIEの会計監査を行う監査法人の最長継続契約年数を10年とし、最短インターバルを5年としている。このローテーション制度は2023

1 フランスでは連結財務諸表の作成が要求されている企業で共同監査が義務付けられている。

年4月から適用される。最後に韓国では2003年12月に「株式会社の外部監査人に関する法律」が採択され、2006年1月以降に開始される会計年度から6年を超えて会計監査を行うことが禁じられた。しかし、アメリカにおける監査法人の強制ローテーション制度が最終的に導入されなかったこと等を理由として、2009年2月に廃止されている²。

4. 監査法人の強制ローテーションに関する 先行研究の概観

4.1 監査法人の強制ローテーションに関する先行研究 の概観

監査法人の強制ローテーション制度を導入するのかどうかについては見解が分かれている。この制度を導入することで監査品質が向上するという見解と逆に監査品質を下げるという見解である。監査法人の強制ローテーション導入によるメリットは、独立性の確保と新しい視点からの監査が実現できることである。監査法人の強制ローテーションによって最長継続契約年数が決まる。監査契約の長期化によって監査人の独立性を下げる要因になる危険性がある。監査契約の長期化による弊害を解消することで独立性を確保できるとの主張である。長期的な監査契約によって財務諸表監査の視点が固定化される危険性がある。これを解消するために、監査パートナーのローテーションが導入されているが、その実効性には疑問の余地が残されている。この制度の導入によって定期的に監査法人が変わることで新しい視点をもった公認会計士が監査を担当することになる。監査法人の強制ローテーション制度の導入によって大きく2つの利点が存在していることを根拠として導入に肯定的な意見が存在している。

一方で、監査法人の強制ローテーションの導入に慎重な意見も存在している。その根拠として、(1)監査人の知識・経験の蓄積の中断、(2)監査人、被監査企業に生じる交代に伴うコスト、(3)大規模監査法人の数が限定されている中での交代

の実務上の困難さ等がある。まず、監査法人の強制ローテーションによって被監査会社に対する知識の蓄積が一度リセットされる。監査人の知識や経験が適切な監査判断の基礎となるのなら、これらの蓄積を中断させることによって監査品質を下げる要因となる懸念がある。また監査法人を強制的に交代させることによって初年次監査で生じるコストを被監査企業と監査法人が負担することになる。このコストが同制度導入によるベネフィットに見合っているのかどうかに対する疑問がある。最後に、国際的に事業活動を展開している会社の監査を実施できる監査法人は限られている。こうした会社の監査は強制ローテーションが導入されても大規模監査法人が持ち回りで実施することが想定される。大規模監査法人が持ち回りで大規模会社の監査を実施している状況を情報利用者が独立性を侵害している状況として認識する危険性がある。

監査法人の強制ローテーションがもたらすメリット・デメリットについては明確になってきているが、実際にはどのような影響を与えているのかについていくつかの実証的証拠が報告されてきている。監査法人の強制ローテーションが導入されている国が少ないため、報告されている証拠は限定的である。

Barbadillo et al.(2009)はスペイン企業を対象に監査人の独立性に対して監査法人の強制ローテーションがどのような影響を与えているのかを検証した。9年ごとに監査法人がローテーションされる環境下で、監査人が継続企業の前提に関する判断をどのように行っているのかを検証した。検証結果は、監査法人の強制ローテーションが、継続企業の前提に関する情報開示と関係している証拠を識別できなかった。この結果については、名声を維持する動機づけが継続企業の前提に関する情報開示に影響している可能性を示し、強制ローテーション期とその1期後の両方でクライアントを維持する動機は影響していないことを発見した。

Kwon et al.(2014)は、2006年から2010年にかけて

2 金融庁の調査報告では言及されていないが、スペインとイタリアで導入されていた。

て強制ローテーションを実施している韓国のアーカイバルデータを利用し、監査の質と監査報酬への影響を検証した。制度導入前後で検証し、長期間の契約と短期間の契約とを比較した。導入後に強制ローテーションの対象となった監査法人では、2006年以前の長期契約になっている会社と自発的にローテーションを行った会社との間に有意な違いが発見できなかった。規制導入後強制ローテーションを行った期の監査報酬は規制前よりも有意に高くなっていた。一方で、規制導入後の継続契約企業よりも強制ローテーションを行った期の監査報酬は低くなっている。監査報酬や監査時間の増加は監査法人の強制ローテーションの実施によって増加していることを発見した。

Cameran et al.(2015)は、監査法人の強制ローテーションを1975年から導入しているイタリアを対象として、強制ローテーションの帰結を検証した。最終年度の監査人は、会計監査を実施するための労力を減らすことはなく、最終年度の監査報酬は7%程度通常よりも高くなっていた。一方で次の監査人の報酬は16%ほど割り引かれ、17%ほど監査時間が増加しているため、ローボリングの存在を疑う結果となっている。ただし、それ以降の監査報酬は増加しているため、初年度の報酬カットを補填して余りあることも示している。もしローテーションによって監査の質が高まるのなら、コストの上昇も受け入れられるかもしれないがこの検証の発見事項は逆の結果となっている。またローテーションから3期間は利益の質が下がっていることと、契約年数が長くなることで利益の質が上がっていることもあわせて報告している。

検証結果は、強制ローテーション制度と監査の品質の間に有意な正の関係が存在していない可能性が高いことを示している。継続企業の前提に関する情報開示や監査報酬との関係が明確でないことを先行諸研究では示している。監査の品質の代理変数として利用される指標は継続企業の前提や

監査報酬以外にも存在している。利益マネジメントやアクルアルズの質等の指標との関係を検証していないので証拠は限定的であるが、監査法人の強制ローテーションを導入することによるメリットを示す統計的証拠は報告されていない。

特に、欧州各国で強制ローテーションが導入されたため、強制ローテーションがもたらす影響について今後アーカイバル・データに基づく検証の結果が報告されることが予想される。制度が導入されていない国・地域での検証については困難であるので、別の視点から検証した結果が報告されている。つまり、監査法人が清算した結果、そのクライアントは「強制的に」監査法人を交代させられることになる。アメリカではアーサー・アンダーセンの元クライアントを、監査法人の強制ローテーションを実施した会社とみなした検証を行った³。

Nagy(2005)はアーサー・アンダーセンの消滅により生じた強制ローテーションが監査の品質にどのような影響を与えているのかを検証した。クライアントのバーゲニング・パワーは監査人の行動に影響している可能性を示唆している。より小規模な会社では短期間の監査契約と監査の質との間に負の相関があることを発見している。大規模会社では高いバーゲニング・パワーを反映している証拠は得られていない。

Blouin et al.(2007)は、アーサー・アンダーセンの元クライアントを対象に、新しい監査法人を選任する要因を検証した。監査を担当していたアーサー・アンダーセンのパートナーが所属する新しい監査法人を選任しているのかどうかを検証した結果、エージェンシー問題が深刻な会社ほどパートナーとのつながりが深いことを示唆している。つまり、つながりが深いパートナーからの交代のコストが大きくなっている。結果としては、アーサー・アンダーセンと強いつながりをもち、裁量的会計発生高が非常に大きい会社の財務報告の品質の改善は見られなかった。

3 日本でも中央青山監査法人の元クライアントを、監査法人の強制ローテーションを実施した会社とみなして検証した結果が報告されている。

大手監査法人の清算によって生じた擬似的な監査法人の強制ローテーションの結果を検証した。より小規模な会社では短期間の監査契約が監査の質を下げる要因になっていることが発見されているけれども、それ以外は概ね監査表人の強制ローテーションがもたらすメリットを示す証拠は報告されていない。

監査法人の強制ローテーションの導入によってメリットとデメリットが併存しているが、先行諸研究の成果はその導入には否定的な見解が多い。ただし、小規模会社についてはそのメリットを示す証拠が報告されている。全体としてこの制度の導入には慎重になった方がよいことを示す証拠と解釈できる。

4.2 監査法人の契約年数に関する先行研究の概観

監査法人の強制ローテーションに関する議論のスタートラインは、監査契約期間が長くなることによる弊害の有無である。2017年に金融庁が公表した調査報告(第一次報告)では、東芝事案では約47年間の長期にわたって同じ監査法人との監査契約が継続していることを挙げている。この状況は、長期の監査契約は不正な財務報告のリスク要因であることの証左とも言える。ただし、我が国の場合、数十年にわたる監査契約の継続はそれほど珍しい話ではない。つまり、長期の監査契約が不正な財務報告のリスク要因なら、かなりの数の上場会社がそのリスクにさらされていることになる。長期の監査契約を不正な財務報告のリスク要因とするなら、監査法人の強制ローテーションの導入によってこのリスク要因の影響を小さくすることが期待できる。

一方で、長期間の契約は、監査人の当該クライアントに対する知識や経験の蓄積に有用であるとする見解もある⁴。監査を継続して実施することで財務報告に対するクライアントの姿勢や監査リスクの評価の前提となる情報が増えてくる。限られた監査時間で有効な監査を実施しようとするれば、

こうした経験や知識の蓄積が必要になる。長期の監査契約は監査の品質向上に寄与するとする立場からだ、監査法人の強制ローテーションの導入には慎重になる。

Geiger and Raghunandan(2002)は、倒産直前期の監査報告書と監査法人の契約年数の関係を検証した。長期契約による監査法人よりも契約期間が短い監査法人の方が、監査報告における失敗が多いことを発見した。この発見事項は強制ローテーションの問題を示していると結論づけている。

Myers et al.(2003)は、監査法人の契約年数と裁量的会計発生高で表される利益の質との関係を検証した。企業年数、規模、産業成長率、キャッシュ・フロー、監査法人の規模、産業、開示年をコントロールした結果、長期契約になった会社ほど高い利益の質を報告している。

Carcello and Nagy(2004)は、監査法人の契約年数と不正な財務報告の関係を調査した。1990年から2001年を比較検証期間とし、不正を犯していない会社とマッチングする方法と不正を犯していない会社全体を利用する方法で検証した結果、不正な財務報告は監査契約から3年以内に発生していることを発見した。不正な財務報告は監査法人の契約年数と関係していることを示す証拠は得られなかった。

Mansi et al.(2004)は、監査人の契約年数が負債契約コストとどのような関係にあるのかを検証した。検証結果は、負債契約コストと監査法人の契約年数との間に負の関係があることを発見した。

Gul et al.(2007)は、非監査報酬と監査人の独立性との関係は監査人の契約年数と関係しているのかどうかを調べた。契約期間が3年以下であるクライアントでは非監査報酬と正の裁量的会計発生高とが関係していることが示された。検証結果は、監査契約が短期または長期ではない場合、非監査報酬が監査人の独立性を侵害していることを示している。小規模会社では非監査報酬と利益マネジメントの指標が正の関係にあることも発見し

4 監査法人の産業専門性は市場シェアに基づく指標で測定される場合が多い。契約年数に応じた当該クライアントの知識・経験の蓄積を反映した専門性の指標についてはまだ行われていない。

た。この検証では短期の監査契約で小規模なクライアントである場合、監査人の独立性を阻害していることを発見している。

Gul et al.(2009)は、監査法人の産業専門性とローボーリングが監査法人の契約年数と利益の質の関係に影響しているのかどうかを検証した。監査法人の契約年数が短くなることと利益の質の低下は、産業専門性が高い監査法人の監査を受けている会社の方が小さくなっていることを発見した。しかしながら、ローボーリングが与える影響は発見できていない。

Lim and Tan(2010)は、監査人の契約年数と質の関係が監査人の産業専門性と報酬依存度次第であるのかどうかを調査している。アクルーアルズの質を監査の質の指標として検証した結果、産業専門性の高い監査法人によって監査された会社は監査人の契約年数が長くなるにつれ監査の質が高まり、監査報酬依存度によって負の修正がかかることがわかった。

Bell et al.(2015)は、監査法人の契約年数が監査の品質にどのように影響しているのかを検証した。初年度の監査では監査の品質が低くなるが、短期的には向上する傾向がある。しかしながら、契約が長期化すればするほど品質が低くなることを発見した。

先行研究の成果は、短期間の監査契約では報告利益や監査の質が低くなっていることを示唆している。むしろ長期間の監査契約によって利益の質が向上していることを示唆する証拠も報告されている。ただしこれらの知見をどのように解釈するのかは一考の余地がある。例えば、監査契約が短期間になる原因に、監査の失敗に係るリスクの上昇がある。これを回避するために、監査法人が監査契約を早々に解消しているのなら、不正な財務報告を行う危険性が高い会社は監査契約が短期間になる。短期間の監査契約が問題ある財務報告を見過ごしているのではなく、不正な財務報告を生じさせるリスクの高まりが監査契約を相対的に短

期にしていると解釈することもできる。また長期間の監査契約は、事業活動を安定的に継続できていることを示している。事業活動が長期にわたることで、組織が成熟し、財務報告プロセスが整備されることになる。長期間の監査契約だけではなくこうした状況も反映し、当該企業群の財務報告の品質が高くなっていることを示しているのではないかといった解釈も可能である。財務諸表監査とともに会社の財務報告プロセスは財務報告の品質に影響を与えることから、これを考慮した検証が今後の課題になる。

監査法人の強制ローテーション制度の導入に関するもう一つの課題は、監査法人の契約年数について情報利用者がどのように評価しているのかである。監査法人の強制ローテーションの導入は、監査法人の契約年数に上限を設けることになる。もし情報利用者が長期間の監査契約が監査人の独立性を侵害し、監査品質を下げていると評価しているのなら、監査法人の強制ローテーション制度の導入によって彼らの不信感を小さくすることにつながるのかもしれない。

Ghosh and Moon(2005)の検証結果は、この推測とは一貫していない。彼らは、投資家や情報仲介者が監査法人の契約年数をどのように評価しているのかを分析した結果を報告した。利益反応係数を利用した場合、投資者の利益の質に対する見込と監査法人の契約年数とが関係していることを発見した。そして、報告利益による株式ランキングへの影響は契約年数が伸びるごとに大きくなっていることも発見している。これらの発見事項から、監査人の契約年数が監査の質を表していると投資家が評価していると結論づけている。この結果は、監査法人の強制ローテーション制度の導入によって監査の品質に対する情報利用者の懸念が高まることを示唆している。一方で、長期間の監査契約が安定した事業活動を背景にしているのなら、情報利用者は、長期間の監査契約ではなく、安定した事業活動を評価していることを示しているとも

5 他には、Su et al.(2016)が長期契約になっている監査法人による財務諸表監査の品質を投資家がどのように評価しているのかを検証した。高い株価の特異的なボラティリティと長期契約は関係していることを示した。

解釈できる⁵。

監査法人の契約年数が会社の財務報告等にどのような影響を与えているのかを検証した結果は概ね監査法人の強制ローテーション制度の導入に慎重になることを支持する結果となっている。しかしながら、監査法人の契約年数が長くなることと会社の事業活動継続年数とが正の関係にあることから、会社の活動年数によって影響を受ける要因(例:組織の成熟度、内部統制等)を考慮した検証を行うことでより精度の高い証拠を報告できるだろう。

4.3 監査サービス市場の寡占化・集中化に関する先行研究の概観

監査法人の強制ローテーション制度導入のもう一つの根拠として、監査サービス市場の寡占化・集中が挙げられる。特に、上場会社の中でより大規模な会社の財務諸表監査を実施できる監査法人に限られていることから、監査法人と会社の関係が固定化される。この環境下では監査法人の独立性が侵害される可能性があるとの懸念が生じる。大規模会社の財務諸表監査を担える監査法人を増やすことが監査法人の強制ローテーション制度の導入と並行して必要になる。

監査サービス市場の寡占化・集中化に関する議論は、今に始まったことではない。この状況下では、監査の品質向上に対する意欲が失われる問題が生じる。クライアントを獲得するための競争がないため、品質を競い合う動機を監査法人が失ってしまう。もしこの動機を失ってしまえば、新たな監査手法の開発やサービスを創造する機会も失われる。独立性に対する懸念以外にもこうした弊害が存在している。

一方で、監査サービス市場の寡占化・集中化を肯定する主張もある。この主張では監査サービス市場をクライアントの産業ごとに分けて、その各々での寡占化・集中化された状態を産業専門性が高いとみなしている。産業ごとに区分けされた監査サービス市場での寡占状態・集中状態は、監査法人の産業専門性を高め、監査の品質向上に寄与するというのが主張である。産業ごとに存在す

る会計慣行や産業ごとに存在するリスク、情報を理解し、それらを監査法人内に蓄積させることが監査業務を効率化させ、そして有効にするという。監査法人の産業専門性の議論は、監査サービス市場のシェアを基礎とした指標で設定されることから、監査サービス市場の寡占・集中状態を肯定的に捉えている。監査サービス市場の寡占化・集中化についての推論は2種類あり、見解は相反している。こうした推論と現実の整合性はどのようになっているのだろうか。

Boone et al.(2012)は監査サービス市場の集中化と監査の質の関係を検証している。2003年から2009年の間で利益マネジメントの動機について利益ベンチマークを達成するのかどうかを基準とし、動機を有している会社を対象にした調査を行った。検証結果は、地域レベルでの高い集中度は利益マネジメントに対する受容度が高まることを示している。この結果は、集中度の上昇と監査の質の低下は関係していることを示唆している。

Francis et al.(2013)は、42カ国を対象として、監査サービス市場の構造が監査の質を下げるのかどうかを調べた。監査の質の指標は、総発生高、異常会計発生高、利益報告の割合、損失の適時認識で表した。大手監査法人のシェアが大きい国では監査法人の規模を問わず監査の質が高まっている。この結果から監査サービス市場が集中化することで監査の質が低くなるとはいえない。こうした国では高い質の監査サービスを求められるため、低い質の監査を提供する法人は市場から退出している可能性がある。一方で、Big4による監査サービス市場の集中度が高くなることで大手監査法人が提供する監査サービスの質が下がると結論づけている。

Huang et al.(2016)は、監査サービス市場の集中化が監査報酬や監査の質へ与える影響を中国市場を対象に検証した。検証対象は2001年から2011年で12,334社/年である。集中化と監査報酬の間に有意な正の関係を示している。パス解析では、集中化はクライアントの利益の質を向上させ、監査報酬の増加を通じて限定意見を開示する必要性を減らしていることも発見した。監査サービス市場

の集中化は、監査報酬の増加を通じて監査の質を高めると結論づけている。

Eshleman and Lawson(2017)は、アメリカ合衆国大都市統計地域(MSA)を対象に、2000年から2013年を対象期間として監査サービス市場の集中化と監査報酬の関係を検証している。監査サービス市場の集中化は監査報酬の上昇と有意な関係にあることを示した。この結果から監査サービス市場の集中化は監査の質の上昇と関係していると結論づけている。

先行研究の検証結果は一貫していない。監査サービス市場の寡占化・集中化は監査の品質を下げる要因であると結論付ける研究もあれば、逆に挙げる要因になっていると結論付ける研究もある。この結果の一つの分岐点になっているのは監査サービス市場の寡占化・集中化が監査報酬に与える影響を考慮しているのかどうかである。市場の寡占化・集中化によって価格競争が沈静化することで、監査報酬が維持もしくは増加する。価格を引き下げる圧力が下がるためである。監査報酬が増加することで監査資源の投入量・監査時間を増やすことができるため、監査の品質は向上する。こうした関係を考慮した検証では、監査サービス市場の寡占化・集中化は監査の品質を向上させていることを示す結果を報告している。

監査サービス市場を産業ごとにわけてその市場占有率の高い監査法人を産業専門性の高いものとみなして、その影響を検証した研究もある。市場占有率を基礎としているため、産業専門性に関する研究は市場の寡占化・集中化を監査の品質を向上させる要因とみなすものともいえる。まずは、市場シェアに基づく産業専門性の識別についての検証結果を概観する。Cahan et al.(2011)は、マーケットシェアに基づく伝統的な産業専門性の尺度に関する課題を検証した。産業専門性を有している監査法人は監査の質や監査報酬について同じような状況にあるのか?について検討している。検証結果が、専門性が高い監査法人が産業のクライアントの少数を監査することでシェアを得る場合に監査報酬や質は高くなることを示している。Audousset-Coulier et al.(2016)は、監査人の産業専

門性の尺度が多数存在している。産業専門性が高い監査法人は特殊な専門性をもつ監査人によってより高い監査サービスを提供する。過去に産業専門性を表すとして利用された30指標を比較し、専門性が高い監査法人の分類が移管していないことを発見している。

Craswell et al.(1995)は、オーストラリアの会社を対象に、名声や産業専門性と監査報酬との関係を検証した。検証結果は、産業専門性を有する大規模監査法人の監査報酬は、産業専門性を有していない大規模監査法人よりも高かった。これらの証拠から監査法人の専門性が監査の質の構成要因であり、大規模監査法人の差別化の基礎となっている。DeFond et al.(2000)は大規模監査法人の名声や産業専門性によるプレミアムを検証した。地域における大規模監査法人は、大規模監査法人や他の監査法人よりも低い報酬を得ていることを発見した。産業の専門性に基づく質の差別化による高い報酬のサービスの基礎として大規模監査法人の名声が基礎になっていると結論づけている。またCasterella et al.(2004)は、産業専門性がある大規模監査法人は産業専門性を有していない監査法人よりも高い報酬を受けていることを発見した。小規模会社グループではこうした関係がみられたものの、大規模な会社では逆に減少している傾向を示している。こうした発見事項は、産業専門性は差別化戦略で重要であると結論づけている。

Balsam et al.(2003)は産業専門性と利益の質の尺度の関係を検証している。裁量の会計発生高と利益反応係数を用いて産業専門性を有している大規模監査法人とそうではない大規模監査法人とを比較した。産業専門性を有している監査法人の方が、低い裁量の会計発生高と高い利益反応係数を示した。この結果から、産業専門性を有する監査法人が監査を実施している会社はより利益の質が高いと結論づけている。

Knechel et al.(2007)は、監査法人の交代について、産業専門性がある監査法人からの交代に対して、証券市場がどのように反応しているのかを検証している。大規模監査法人から大規模監査法人へ交代し、後任監査法人が産業専門性を有してい

る場合、正の異常株式リターンを示している一方で、後任監査法人が産業専門性を有していない場合は負の株式リターンを示している。これらの結果は、専門性を有する監査法人と契約することで生じるコストの増加より見込まれる監査の質の変化に証券市場が反応している可能性を示している。産業専門性を有する大規模監査法人から中堅・中小監査法人へ交代した場合が最もマイナスの証券市場の反応を示し、中堅・中小監査法人から産業性を有する監査法人へ交代した場合に最もプラスの証券市場の反応を示している。

Romanus et al.(2008)は、監査法人の産業専門性が検証対象の財務諸表の訂正開示の有無にどのように影響しているのかを調べ、産業専門性が財務報告の訂正確率と負の相関にあることを発見した。財務諸表を訂正した会社では、産業専門性はコアになる財務諸表項目へ影響する訂正の可能性を下げている。また、産業専門性を有していない監査法人から有している監査法人への交代は訂正の可能性を高め、産業専門性を有する監査法人から専門性を有していない監査法人への交代は財務諸表の訂正の可能性を低くすることも発見した。

Gul et al.(2009)は、監査法人の産業専門性とローボリングが監査法人の任期と利益の質との関係に影響しているのかを検証し、監査法人の任期が短くなることと利益の質の低下は産業専門性のある監査法人と契約している会社の方が小さくなっていることを発見した。

Krishnan et al.(2013)は監査法人の産業専門性とクライアントの株主資本コストとの関係を調査した。都市レベルもしくは都市－国レベルの産業専門性を有している監査法人のクライアントはより低い株主資本コストを支払っている。産業専門性を有していない監査法人から専門的な監査法人へ交代した場合、株主資本コストが減少することを発見した。専門性を有していない監査法人から都市レベルもしくは都市－国レベルの産業専門性を有している監査法人へ交代した場合に特に大きな

減少となった。

監査法人の産業専門性は監査の品質や財務報告、監査報酬に影響を与えていることを示唆する証拠が報告されている。産業専門性をマーケットシェアで識別していることから、監査サービス市場の集中化・寡占化による影響を検証する研究の一部といえる。監査法人の産業専門性に関する検証結果から、監査サービス市場の集中化・寡占化は、必ずしも監査や財務報告の品質を下げる効果をもたらしているわけではないことを示唆している。

4.4 監査パートナーローテーションに関する先行研究の概観

監査法人の強制ローテーションの導入に先駆けて監査パートナーローテーションは導入されている。パートナーローテーション制度とは、業務執行社員が継続的に同じ被監査企業に従事できる期間を設け、これを強制的に交代させる制度である⁶。我が国では、1998年4月からパートナーローテーションが日本公認会計士協会の自主規制として導入され、最長継続任期は概ね10年とされた。2002年4月からは最長継続任期を7年、最短インターバルを2年とするよう強化された。2003年の公認会計士法の改正により、パートナーローテーション制度は法定化され、上場会社等一定の大会社等の会計監査に係る業務執行社員について最長継続任期を7年、最短インターバルを2年とするよう義務付けられた。そして、2007年の公認会計士法改正によって大規模監査法人において上場会社の会計監査を担当する筆頭業務執行社員等に関しては、最長継続任期を5年、最短インターバルを5年と変更された。パートナーローテーションに期待された効果は「新たな視点の会計監査」であり、独立性の確保である。こうした期待をもってパートナーローテーションが導入されたものの、その有効性に疑問を投げかける向きもある。例えば、2017年7月に公表した監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)では、東芝事

6 一般的には、一定のインターバルを置けば当該業務執行社員が再度同じ被監査企業に対して会計監査を行うことは可能である。

案においてはその効果を発揮するものとしては機能しなかったと指摘している。

Carey and Simnett(2006)は、監査責任者が特定できるオーストラリアでローテーションが制度化されていない時期を対象に監査責任者の任期と監査の質の関係を検証した。この検証では、監査の質を3つの尺度で表した。長期契約を結んでいる会社は継続企業の前提に関する情報開示が少なく、利益ベンチマークの未達が多くなっている。つまり、監査責任者の任期が長くなることで監査の質が損なわれることを示している。

Lennox et al.(2014)は中国市場を対象に監査パートナーローテーションが監査の質に与える影響を検証した。監査責任者の強制ローテーションはローテーション前後でより高い質の監査を実現していることを発見した。

Litt et al.(2014)は、監査パートナーローテーションが財務報告の品質にどのような影響を与えているのかを検証した。監査パートナーの交代は財務報告の品質を下げていることを示す証拠が得られた。最終年度もしくはその1期前の監査人よりも初年度もしくは2年目の監査人の方が財務報告の品質が低いことを示している。そして大規模会社で低い財務報告の品質が報告されている。

Cassel et al.(2016)は財務諸表の品質はレームダック状態にある監査人のときに向上していることを発見した。より厳格な四半期レビューを実施していることを示す証拠を報告している。

Stewart et al.(2016)は、監査責任者のローテーションと監査報酬の関係を検証した。ローテーション期間中は監査責任者の任期と監査報酬には正の関係があることを発見している。ローテーション後の1期では維持され、2期目では失われていた。強制的交代でも自発的交代でも監査責任者の任期は監査報酬と正の関係をもつことを示している。

Sharma et al.(2017)は、監査パートナーローテーションが監査報酬と監査の適時性にどのような効果をもたらすかを検証した。監査パートナーのローテーションに従って監査報告遅延日が遅れ、より監査報酬が高くなることを発見している。中

堅・中小監査法人や、より規模の大きなクライアント、産業専門性がない監査事務所についてはその効果はより大きいと結論づけている。

監査パートナーローテーションの効果については一貫していない。ただ、多くの検証結果は、この制度の有効性を指摘するものとなっている。これは金融庁が2017年に公表した報告書と異なっている。この違いは、金融庁の報告では、監査パートナーの任期に着目しており、先行諸研究は交代直前期周辺で生じる問題に着目していることで生じているのかもしれない。

5. まとめと含意

本稿では監査法人の強制ローテーション制度の導入についての研究課題に関する先行諸研究の概観を示した。監査法人の強制ローテーションの導入については2016年3月に公表された「会計監査の在り方懇談会」提言にも示されている。この提言を受け、2017年7月に「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」が公表されている。相次ぐ上場会社の不正な財務報告の露見により、会計監査の信頼が揺らいでいる。こうした状況下で監査法人の強制ローテーション制度の導入について検討が進められている。

「会計監査の在り方懇談会」提言では、監査法人の強制ローテーションの導入については慎重な検討を要すると指摘されている。この制度を経験している各国での検証結果は導入によって監査や財務報告の品質を向上させる効果があることに対して否定的である。ただし、小規模会社ではメリットが存在する可能性を示す証拠となっている。

監査法人の強制ローテーション制度を導入する背景には、監査法人の契約年数の長期化による独立性の低下による影響や監査サービス市場の集中化・寡占化による監査品質への影響に対する懸念がある。先行諸研究がこうした課題に対してどのような証拠を報告しているのかを概観した。監査法人の契約年数に関する先行研究の成果は、長期契約が監査や財務報告の品質を下げていることを示す証拠はほとんど報告されていない。ただし、

監査契約年数と被監査会社の事業活動年数とが関係しているのなら、被監査会社の財務報告プロセスが整備されていることや内部統制の整備が進んでいることで、財務報告の品質が高くなっている可能性がある。

監査サービス市場の集中化・寡占化による影響を検証した先行諸研究の成果は、財務報告や監査の質を下げていることを示唆している。監査サービス市場におけるシェアを産業専門性の指標として利用した先行研究の証拠もある。高い市場シェアが高い産業専門性を反映しているとした検証でも監査や財務報告の品質を下げていることを示している。

そして監査パートナーローテーションについての検証結果を概観した。監査パートナーローテーションは、監査法人の強制ローテーションと同様に「新しい視点の監査」を期待して導入されている。監査パートナーローテーションの有効性に懐疑的な意見があるが、先行諸研究の多くはその有効性を示すものであった。両者には着目している点に違いがあるため、より詳細な検証が必要になるだろう。

本稿では、監査法人の強制ローテーション制度に関する幾つかの研究課題について先行研究の成果を概観した。先行研究の研究成果は監査法人の強制ローテーション制度導入に対して懐疑的な指摘が多い。監査法人の強制ローテーション制度の導入は監査法人の独立性を確保することを目的としている。この目的を達成するための方策は監査法人の強制ローテーションだけではない。本稿は我が国で監査法人の強制ローテーションを導入するには慎重な議論が必要になることを示した点で意義がある。

参考文献

- Aobdia, D., C.J.Lin, R.Petacchi. 2015. Capital Market Consequences of Audit Partner Quality. *The Accounting Review* 90(6): 2143-2176.
- Audousset-Coulier, S., A.Jeny, L.Jiang. 2016. The Validity of Auditor Industry Specialization Measures. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 35(1): 139-161.
- Azizkhani, M., G.S.Monroe, G.Shailer. 2013. Audit Partner Tenure and Cost of Equity Capital. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 32(1): 183-202.
- Badolato, P.G., D.C.Donelson, M.Ege. 2014. Audit committee financial expertise and earnings management: The role of status. *Journal of Accounting and Economics* 58:208-230.
- Balsam, S., J.Krishnan, J.S.Yang. 2003. Auditor Industry Specialization and Earnings Quality. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 22(2): 71-97.
- Barbadillo, E.R., N.G.Aguilar, N.Carrera. 2009. Does Mandatory Audit Firm Rotation Enhance Auditor Independence? Evidence from Spain. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 28(1): 113-135.
- Becker, C.L., M.L.DeFond, J.Jambalvo, K.R.Subramanyam. 1998. The Effect of Audit Quality on Earnings Management. *Contemporary Accounting Research* 15(1): 1-24.
- Bedard, J.C., K.M.Johnstone. 2010. Audit Partner Tenure and Audit Planning and Pricing. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 29(2): 45-70.
- Bell, T.B., M.Causholl, W.R.Knechel. 2015. Audit Firm Tenure, Non-Audit Services, and Internal Assessments of Audit Quality. *Journal of Accounting Research* 53(3): 461-
- Bills, K.L. and N.M.Stephens. 2016. Spatial Competition at the Intersection of the Large and Small Audit Firm Markets. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 35(1): 23-45.
- Bills, K.L., L.M.Cunningham, L.A.Myers. 2016. Small Audit Firm Membership in Associations, Networks, and Alliances: Implications for Audit Quality and Audit Fees. *The Accounting Review* 91(3): 767-792.
- Blowin, J., B.M.Grein, B.R.Rountree. 2007. An Analysis of Forced Auditor Change: The Case of Former Arthur Andersen Clients. *The Accounting Review* 82(3): 621-650.
- Blowin, K.O., J.L.Hobson, M.D.Piercey. 2015. The Effects of Auditor Rotation, Professional Skepticism, and Interactions with managers on Audit Quality. *The Accounting Review* 90(4): 1363-1393.
- Boone, J.P., I.K.Khurana, K.K.Raman. 2012. Audit Market Concentration and Auditor Tolerance for Earnings Management. *Contemporary Accounting Research* 29(4): 1171-1203.

- Butler, M., A.J. Leone, M. Willenborg. 2004. An empirical analysis of auditor reporting and its association with abnormal accruals. *Journal of Accounting and Economics* 37: 139-165.
- Cahan, S.F., D.C. Jeter, V. Naiker. 2011. Are All Industry Specialist Auditors the Same? *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 30(4): 191-222.
- Cameran, M., J.R. Francis, A. Marra, Angela Pettincchio. 2015. Are There Adverse Consequences of Mandatory Auditor Rotation? Evidence from the Italian Experience. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 34(1): 1-24.
- Carcello, J.V., A.L. Nagy. 2004. Audit Firm Tenure and Fraudulent Financial Reporting. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 23(2): 55-69.
- Carey, P. and R. Simnett. 2006. Audit Partner Tenure and Audit Quality. *The Accounting Review* 81(3): 653-676.
- Cassell, C.A., L.A. Myers, T.A. Seidel, J. Zhou. 2016. The Effect of Lame Duck Auditors on Management Discretion: An Empirical Analysis. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 35(3): 51-73.
- Casterella, J.R., J.R. Francis, B.L. Lewis, P.L. Walker. 2004. Auditor Industry Specialization, Client Bargaining Power, and Audit Pricing. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 23(1): 123-140.
- Chang, H., C.S.A. Cheng, K.J. Reichelt. 2010. Market Reaction to Auditor Switching from Big4 to Third-Tier Small Accounting Firms. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 29(2): 83-114.
- Chen, C.J.P., X. Su, X. Wu. 2009. Forced Audit Firm Change, Continued Partner-Client Relationship, and Financial Reporting Quality. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 28(2): 227-246.
- Chi, W., L.L. Lisic, M. Pevzner. 2011. Is Enhanced Audit Quality Associated with Greater Real Earnings Management? *Accounting Horizons* 25(2): 315-335.
- Craswell, A., D.J. Stokes, J. Laughton. 2002. Auditor independence and fee dependence. *Journal of Accounting and Economics* 33: 253-275.
- Craswell, A.T., J.R. Francis, S.L. Taylor. 1995. Auditor brand name reputation and industry specializations. *Journal of Accounting and Economics* 20: 297-322.
- Culliman, C.P., H. Du, X. Zheng. 2016. Size Variables in Audit Fee Models: An Examination of the Effects of Alternative Mathematical Transformations. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 35(3): 169-181.
- DeFond, M.L., T.J. Wong, S. Li. 2000. The impact of improved auditor independence on audit market concentration in China. *Journal of Accounting and Economics* 28: 269-305.
- DeFond, M.L., J.R. Francis, T.J. Wong. 2000. Auditor Industry Specialization and Market Segmentation: Evidence from Hong Kong. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 19(1): 49-66.
- Doogar, R., R. Easley. 1998. Concentration without differentiation: A new look at the determinants of audit market concentration. *Journal of Accounting and Economics* 25: 235-253.
- Dunn, K., M. Kohlbeck, and B.W. Mayhew. 2011. The Impact of the Big 4 Consolidation on Audit Market Share Equality. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 30(1): 49-73.
- Eshleman, J.D., P. Guo. 2014. Do Big 4 Auditors Provide Higher Audit Quality after Controlling for the Endogenous Choice of Auditor. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 33(4): 197-219.
- Eshleman, J.D., B.P. Lawson. 2017. Audit Market Structure and Audit Pricing. *Accounting Horizons* 31(1): 57-81.
- Francis, J.R. and M.D. Yu. 2009. Big 4 Office Size and Audit Quality. *The Accounting Review* 84(5): 1521-1552.
- Francis, J.R. and D. Wang. 2008. The Joint Effect of Investor Protection and Big 4 Audits on Earnings Quality around the World. *Contemporary Accounting Research* 25(1): 157-191.
- Francis, J.R. and E.R. Wilson. 1988. Auditor Changes: A Joint Test of Theories Relating to Agency Costs and Auditor Differentiation. *The Accounting Review* 63(4): 663-682.
- Francis, J.R., P.N. Michas, S.E. Seavey. 2013. Does Audit Market Concentration Harm the Quality of Audited Earnings? Evidence from Audit Markets in 42 Countries. *Contemporary Accounting Research* 30(1): 325-355.
- Geiger, M.A. and K. Raghunandan. 2002. Auditor Tenure and Audit Reporting Failures. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 21(1): 67-78.
- Ghosh, A. and D. Monn. 2005. Auditor Tenure and Perceptions of Audit Quality. *The Accounting Review* 80(2): 585-612.
- Gul, F.A., B.L. Jaggi, G.V. Krishnan. 2007. Auditor Independence: Evidence on the Joint Effects of Auditor Tenure and Nonaudit Fees. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 26(2): 117-142.
- Gul, F.A., S.Y.K. Fung, B. Jaggi. 2009. Earnings quality:

- Some evidence on the role of auditor tenure and auditors' industry expertise. *Journal of Accounting and Economics* 47: 265-287.
- Hamilton, J., Y.Li, D.Stockes. 2008. Is the auditservices market competitive following Arthur Andersen's collapse? *Accounting & Finance* 48(): 233-258.
- Hogan, C.E. and R.D.Martin. 2009. Risk Shifts in the Market for Audits: An Examination of Changes in Risk for "Second Tier" Audit Firms. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 28(2): 93-118.
- Huang, T.C., H.Chang, J.R.Chiou. 2016. Audit Market Concentration, Audit Fees, and Audit Quality: Evidence from China. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 35(2): 121-145.
- Huang, H.W., K.Raghunandan, T.C.Huang, J.R.Chiou. 2015. Fee Discounting and Audit Quality Following Audit Firm and Audit Partner Changes: Chinese Evidence. *The Accounting Review* 90(4): 1517-1546.
- Huang, H.W., L.L.Liu, K.Raghunandan, D.V.Rama. 2007. Auditor Industry Specialization, Client Bargaining Power, and Audit Fees: Further Evidence. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 26(1): 147-158.
- Irani, A.J., S.L.Tate, L.Xu. 2015. Restatements: Do They Affect Auditor Reputation for Quality? *Accounting Horizons* 29(4): 829-851.
- Jennings, M.M., K.J.Pany, P.M.J.Reckers. 2006. Strong Corporate Governance and Audit Firm Rotation: Effects on Judges' Independence Perceptions and Litigation Judgments. *Accounting Horizons* 20(3): 253-270.
- Kao, J.L., Y.Li, and W.Zhang. 2014. Did SOX Influence the Association between Fee Dependence and Auditors' Propensity to Issue Going-Concern Opinions? *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 33(2): 165-185.
- Kearly, B.T., H.Y.Lee, M.T.Stein. 2007. The Association between Audit-Firm Tenure and Audit Fees Paid to Successor Auditors: Evidence from Arthur Andersen. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 26(2): 95-116.
- Kim, Y. and M.S.Park. 2006. Auditor Changes and the Pricing of Seasoned Equity Offers. *Accounting Horizons* 20(4): 333-349.
- Knechel, W.R., V.Naiker, G.Pacheco. 2007. Does Auditor Industry Specialization Matter? Evidence from Market Reaction to Auditor Switches. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 26(1):19-45.
- Krishnan, J., C.Li, Q.Wang. 2013. Auditor Industry Expertise and Cost of Equity. *Accounting Horizons* 27(4): 667-691.
- Kwon, S.Y., Y.Lim, R.Simnett. 2014 The Effect of Mandatory Audit Firm Rotation on Audit Quality and Audit Fees: Empirical Evidence from the Korean Audit Market. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 33(4): 167-195.
- Landsman, W.R., K.K.Nelson, B.R.Rountree. 2009. Auditor Switches in the Pre- and Post- Enron Eras: Risk or Realignment? *The Accounting Review* 84(2): 531-558.
- Lawrence, A.,M. Minutti-Meza, P.Zhang. 2011. Can Big 4 versus Non-Big 4 Differences in Audit-Quality Proxies Be Attributed to Client Characteristics? *The Accounting Review* 86(1): 259-286.
- Lennox, C.S., X.Wu, T.Zhang. 2014. Does Mandatory Rotation of Audit Partners Improve Audit Quality? *The Accounting Review* 89(5): 1775-1803.
- Lim, C.Y. and H.T.Tan. 2010. Does Auditor Tenure Improve Audit Quality? Moderating Effects of Industry Specialization and Fee Dependence. *Contemporary Accounting Research* 27(3): 923-957.
- Litt, B., D.S.Sharma, T.Simpson, P.N.Tanyi. 2014. Audit Partner Rotation and Financial Reporting Quality. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 33(3):59-86.
- Mande, V. and M.Son. Do Financial Restatements Lead to Auditor Changes? *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 32(2): 119-145.
- Mansi, S.A., W.F.Maxwell, D.P.Miller. 2004. Does Auditor Quality and Tenure Matter to Investors? Evidence from the Bond Market. *Journal of Accounting Research* 42(4): 755-793.
- Myers, J.N., L.A.Myers, T.C.Omer. 2003. Exploring the Term of the Auditor-Client Relationship and the Quality of Earnings: A Case of Mandatory Auditor Rotation? *The Accounting Review* 78(3): 779-799.
- Nagy, A.L. 2005. Mandatory Audit Firm Turnover, Financial Reporting Quality, and Client Bargaining Power: The Case of Arthur Andersen. *Accounting Horizons* 19(2): 51-68.
- Pong, C.K.M. 1999. Auditor Concentration: A Replication and Extension for the UK Audit Market 1991-1995. *Journal of Business Finance & Accounting*. 26(3)&(4): 451-475.
- Rama, D.V. and W.J.Read. 2006. Resignations by the Big4 and the Market for Audit Services. *Accounting Horizons* 20(2): 97-109.
- Read, W.J. and A. Yezegel. 2016. Auditor Tenure and Going

- Concern Opinions for Bankrupt Clients: Additional Evidence. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 35 (1): 163-179.
- Reid, L.C. and J.V.Carcello. Investor Reaction to the Prospect of Mandatory Audit Firm Rotation. *The Accounting Review* 92(1): 183-211.
- Robin, A.J. and H.Zhang. 2015. Do Industry-Specialist Auditor Influence Stock Price Crash Risk? *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 34(3): 47-79.
- Romanus, R.N., J.J.Maher, D.M.Fleming. 2008. Auditor Industry Specialization, Auditor Changes, and Accounting Restatement. *Accounting Horizons* 22(4): 389-413.
- Rosner, R.L. 2003. Earnings Manipulation in Falling Firms. *Contemporary Accounting Research* 20(2): 361-408.
- Sharma, D.S., P.N.Tanyi, B.A.Litt. 2017. Costs of Mandatory Periodic Audit Partner Rotation: Evidence from Audit Fees and Audit Timeliness. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 36(1): 129-149.
- Stewart, J., P.Kent, J.Routledge. 2016. The Association between Audit Partner Rotation and Audit Fees: Empirical Evidence from the Australian Market. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 35(1): 181-197.
- Su, L., X.Zhao, G.Zhou. 2016. Auditor Tenure and Stock Price Idiosyncratic Volatility: The Moderation Role of Industry Specialization. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 35(2): 147-166.
- Wang, Y. and A.C.W.Chui. 2015. Product Market Competition and Audit Fees. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 34(4): 139-156.
- Willekens, M., C.Achmadi. 2003. Pricing and supplier concentration in the private client segment of the audit market: Market power or competition? *The International Journal of Accounting* 38: 431-455.
- Ye, P., E.Carson, R.Simnett. 2011. Threats to Auditor Independence: The Impact of Relationship and Economic Bonds. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 30(1): 121-148.

